

# マーチングコンテスト福島県大会実施規定

## 第1章 総 則

(大会名称)

**第1条** この大会は、「全日本マーチングコンテスト福島県大会」という。

(実 施)

**第2条** 全日本マーチングコンテスト福島県大会（以下、福島県大会）は、福島県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して毎年実施する。

(実施会場・日時)

**第3条** 実施会場・日時などの必要事項は、福島県吹奏楽連盟常任理事会（以下、理事会）で決める。

## 第2章 実施区分および参加資格

(実施区分)

**第4条** 実施区分は「中学生の部」「高等学校以上の部」「ビギナーの部」とする。「ビギナーの部」は「中学生の部」「高等学校以上の部」への導入段階として東北吹奏楽連盟が独自に設定する部門である。

(参加資格)

**第5条** 参加資格は、福島県吹奏楽連盟（以下、福島県吹連）に登録された団体で次の通りとする。

(1) 中学生の部

中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※<sup>1</sup>の参加は認める。小中一貫校の小学生の参加は認める。）

参加形態は以下のとおりとする。

- ① 単独校 従来どおりの参加形態。
- ② 合同バンド 部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、学校長の許可のもと編成する団体。
- ③ 地域バンド 任意の個人または団体が組織し、小学生※<sup>1</sup>、中学生※<sup>2</sup>で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる 趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 高等学校以上の部

(高等学校)

同一高等学校および中等教育学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒、中高一貫校の中学生の参加は認める。）

(大 学)

同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管楽器・打楽器・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(職場)

同一経営の会社・工場・事務所・官庁（それぞれのグループ企業・団体も含む）などで経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、その勤務先に勤務している者とする。

(一般)

当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※<sup>1</sup>小学生 学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※<sup>2</sup>中学生 学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 出演者が2つ以上の団体に重複して出場することは、認めない。

### 第3章 演奏・演技

(参加人員)

第6条 参加人員は、80名以内とする。ただし、ドラムメジャーはこの人数に含まない。

2 指揮者は置いてもよい。

(演奏方法)

第7条 参加団体は別に定めた規定課題を行わなければならない。規定課題はその年度の全日本吹奏楽連盟が決定したものとする。ただし、ビギナーの部は任意の2つの規定課題を行うものとする。

(編成)

第8条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。電子楽器(エレキベースを含む)、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。

2 歌声については、スキャット・ハミング・歌詞を認める。

(出演時間)

第9条 出演時間は6分以内とする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

出演時間を超過した場合は、審査の対象としない。ただしビギナーの部の出演時間は5分以内とする。

(演奏曲目)

第10条 演奏曲は、自由とする。

(参加費用)

第11条 参加する費用は、参加団体の負担とする。

(出演順序)

第12条 出演順は、参加団体代表者会議で抽選して決める。

### 第4章 審査・表彰

(審査員)

第13条 審査員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。

2 審査員は、3名とする。

3 審査方法は、別に定める審査内規による。

(規定審判員)

第14条 規定課題を判定する規定審判員を2名おく。

2 規定審判員は、福島県吹連役員が行う。

3 減点の基準については、「マーチングコンテスト福島県審査内規」による。

(表彰)

第15条 参加団体に賞状を贈る。表彰は、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。

### 第5章 県代表

(県代表)

第16条 東北大会開催日の3週間以前に、福島県大会を開催して、県代表団体を決定して東北吹奏楽連盟に推薦・報告する。

(推薦団体数)

第17条 小学生バンドフェスティバルとマーチングコンテストを通して7団体推薦できる。ただし、ビギナーの部は中学校を最大1団体、高等学校以上を最大1団体までとする。

2 2年連続してビギナーの部で東北大会に出場した団体は、次年度ビギナーの部に出場できない。

### 第6章 その他

(共催・後援・協賛)

第18条 県大会実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援・協賛団体を持つことができる。

2 共催および後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(実行委員)

第19条 県大会実行委員には、県吹連事務局と主管支部の役員があたる。

(実施要項)

**第20条** その他の開催上の細目については、実行委員が定める。

(改定)

**第21条** この規定は、理事会の議により改定することができる。

附 則

この規定は、平成19年 6月 4日より実施する。

この規定は、平成21年 4月 1日より改正実施する。

この規定は、平成25年 6月 4日より改定実施する。

この規定は、平成26年 6月 7日より改定実施する。

この規定は、平成29年 6月 3日より改定実施する。

この規定は、平成30年 6月 3日より改定実施する。

この規定は、令和 3年 6月 5日より改定実施する。

この規定は、令和 5年 6月 3日より改定実施する。

この規程は、令和 6年 4月11日より改訂実施する。

## マーチングコンテスト福島県大会 審査内規

**第1条** この内規は、マーチングコンテスト福島県大会実施規定第14条・第15条に基づき審査および判定について定めるものである。

**第2条** 審査員は、「演奏（技術）」「演奏（表現）」「行進の美しさ」「音と動きの調和」4項目について10段階で評価する。

**第3条** 規定課題の不合格による減点については、1課題について、総合得点から10点を減点する。

**第4条** 審査結果の処理は、会長から委嘱された3名によって構成する判定委員会が行う。

**第5条** 判定委員会は、審査員の評価に基づき、各部門ごとに金・銀・銅の三段階にグループ分けする。ただし、グループ分けが困難な場合、金・銀・銅の比率は3：4：3を目安とする。また、県代表選出方法は、次の通りとする。

(1) 評価を点数に換算し、総合得点の高い団体を代表とする。

(2) 総合点が同点の場合は、次の方法で決定する。

①勝ち点方式。

②順位点。

③満点の個数。

④審査員の決戦投票で決める。

**第6条** 第5条による結果は、審査員の了承を得て、会長が賞を決める。

**第7条** 審査一覧表は、各団体に送る。

**第8条** この内規は、理事会の議により改定することができる。

附 則

この内規は、平成19年 6月 4日より実施する。

この内規は、令和 6年 4月11日より実施する。